

議員提出議案第1号

乗合タクシー制度の更なる充実を求める決議

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月26日提出

提出者

亀山市議会議員 櫻井清蔵

賛成者

亀山市議会議員 服部孝規

同 前田稔

同 前田耕一

同 岡本公秀

同 森美和子

同 森英之

同 豊田恵理

亀山市議会議長 小坂直親様

別紙

乗合タクシー制度の更なる充実を求める決議

## 乗合タクシー制度の更なる充実を求める決議

市は、令和2年4月から、高齢者や障がい者（児）の社会活動を促進するためのタクシー料金助成事業について、障がい者及び75歳以上で乗合タクシーの利用が出来ない人を除きタクシー券の交付を廃止し、乗合タクシー制度への移行を決定した。

亀山市議会では、平成30年10月に地域公共交通として乗合タクシー制度がスタートし、平成31年4月からタクシー券が一部を除き廃止されることを受け、平成30年12月定例会において、乗合タクシー制度が地域公共交通として市民がより利用しやすい制度となるよう十分検証し、早期に見直しを行うこと、及び、タクシー料金助成事業は、乗合タクシー制度の見直しが終了し、利便性の高い制度として定着するまでの間は現行制度の存続を求める内容の決議を全会一致で可決した。

その結果、タクシー料金助成事業は1年間存続されたものの、その間の登録者及び利用者の増加は、タクシー料金助成の申請時に乗合タクシーの登録が義務付けられたこと、また、登録者全員に3000円の無料体験乗車券が配布されたことによるもので、十分な検証が行われたとは言えない。更に、この無料体験乗車券は令和2年度も継続されるが、そこまでしなければ乗合タクシーの普及が図れないような制度では問題である。

また、制度の見直しについても、運行日は土曜日があったものの、運行時間は10時から15時が、9時30分から15時30分とわずか30分ずつの延長に留まり、利便性はさほど向上していない。具体的には、運行時間が短いことや、当日の予約が出来ないため目的地からの帰りの利用が困難であること、地域停留所間の利用や市外への利用が出来ないことなど市民の改善を求める声は多い。

そのような状況の中での今回の乗合タクシー制度への移行は、4000人を超える市民からタクシー券存続の要望書が提出されたが、その市民の思いは届かず、また、議会の全会一致の決議をも受け入れられない結果となり、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

そこで、タクシー料金助成事業は、あくまで福祉施策であることから、このタクシー券を一部を除いて廃止するのであれば、乗合タクシー制度が地域公共交通として十分機能して、市民にとって利用しやすい制度となるよう早急に見直すべきである。

よって、亀山市議会として、乗合タクシー制度の見直しについて、改めて下記のとおり強く求めここに決議する。

### 記

- 1 「乗合タクシー制度」が、地域公共交通として市民がより利用しやすいものとなるよう、直ちに制度の再構築を行うこと。

令和2年3月26日

三重県亀山市議会